

日本の再生医療の発展をめざして

■ 中期経営計画のポイント ……2
■ 第19期定時株主総会招集ご通知 ……5
■ 最新のトピックス …… 44

第19期定時株主総会招集ご通知および株主通信としてお届けします。

第19期 定時株主総会招集ご通知

日時 平成29年6月27日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場所 蒲郡商工会議所　1階コンベンションホール
愛知県蒲郡市港町18－23
（末尾の会場のご案内をご参照ください）

議案
第1号議案　取締役7名選任の件
第2号議案　監査役3名選任の件
第3号議案　補欠監査役1名選任の件

J-TEC
FUJIFILM Group

証券コード：7774

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング

次なる飛躍への挑戦。 J-TEC, daring to leap ahead



代表取締役
社長執行役員 比留間愛一郎

平成29年3月期（第19期）黒字化達成！

当社は、18期という長い助走期間を経て、昨年度（平成29年3月期）に営業利益黒字化を達成しました。自家培養表皮ジェイス、自家培養軟骨ジャックの製品売上ならびに受託開発等の売上増加に加え、全社をあげての経費削減にも取り組み、創業以来初めての黒字となる営業利益312百万円を計上しました。株主の皆様からの長年に亘るご支援に、厚く御礼申し上げます。

当社は今後、成長を加速させるための事業拡大にチャレンジしてまいります。ジェイス、ジャックの持続的成長に加え、再生医療等製品の開発製造受託（CDMO）・開発業務受託（CRO）を再生医療受託事業として中核事業に育成し、成長軌道を維持します。更に、経費を上手にコントロールし、収益力も強化してまいります。

再生医療分野では、他家細胞を用いた再生医療等製品の開発加速や、国内外の技術を導入して参入する製薬企業の増加、そしてiPS細胞による再生医療が臨床応用ステージに入りつつあるなど、大きな変化が起こっています。当社は、再生医療のリーディング・カンパニーとして、全社一丸となって次なる飛躍に取り組んでまいります。

中期経営計画（平成30年3月期～平成32年3月期）

基本方針 成長軌道を維持し、固定費管理の徹底で、収益力強化。

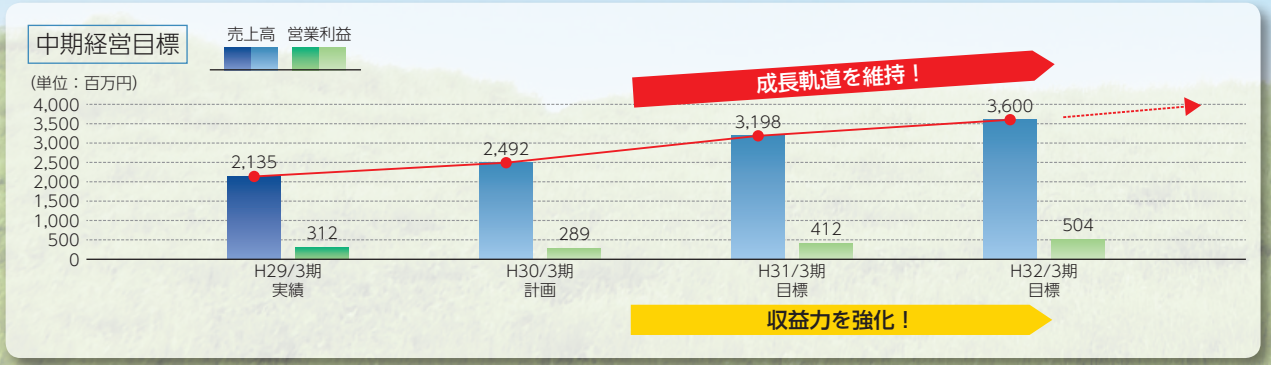

中期経営計画 3つのポイント

1 既存事業の持続的成長

1. 自家培養表皮ジェイスは、重症熱傷の標準的な治療として、売上の安定化を図ります。また、医療機関と連携して、母斑の治療法としての認知を高め、受注に繋げます。
2. 自家培養軟骨ジャックは、富士フイルムのSYNAPSE VINCENT（3次元画像解析システム）との連携や、移植手技の簡易化・低侵襲化により成長を加速させます。
3. ラボサイトは、発売以来初めての値上げにより収益改善を図るとともに、OECDテストガイドライン収載で、再び成長軌道に乗せます。

2 新規事業（受託事業）の育成

1. CDMO・CROビジネスを受託事業として、当社の中核事業に育成します。
2. 富士フイルムと連携して、グループ外の新規受託先を開拓します。
3. 眼科領域では、受託開発品の製造販売承認を取得し、受託製造を開始します。
4. 再生医療安全性確保法下での特定細胞加工物の製造受託も展開します。

3 経営基盤の強化

1. 経営管理本部の設置により、経費管理の徹底（投入と抑制のバランス）を追求します。
2. 生産統括本部の設置により、高品質、高効率・低コストの生産を追求します。
3. 機能分担、商品開発、海外展開等、富士フイルムグループとのシナジーを追求します。

3つの事業セグメント（平成30年3月期～）

当社はこれまで「再生医療製品事業」と「研究開発支援事業」の2つを事業セグメントとしてまいりましたが、平成30年3月期より「再生医療受託事業」を新たに事業セグメントとして分離・独立させ、以下のとおり3つの事業を展開してまいります。

再生医療製品事業
（再生医療等製品の製造販売）

医薬品医療機器等法の下、培養技術を利用した再生医療等製品を開発し、医療機関向けに製造販売しています。

ジェイス®
自家培養表皮



自家培養表皮
ジェイス
適応対象：
重症熱傷
先天性巨大色素性母斑

ジャック®
自家培養軟骨



自家培養軟骨ジャック
適応対象：
外傷性軟骨欠損症・
離断性骨軟骨炎

再生医療受託事業
（再生医療CDMO・CRO）

委託を受けて再生医療等製品を開発するほか、蓄積したノウハウと確立したシステムにより再生医療CDMO・CROならびに再生医療等安全性確保法に則った医療機関への支援を行います。

自家培養角膜上皮
（角膜幹細胞疲弊症）

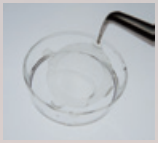

製品開発受託（CDO）
製造受託（CMO）
臨床開発受託（CRO）



研究開発支援事業
（研究用試薬の開発・製造・販売）

医療用培養表皮や培養軟骨の開発で蓄積した高度な培養技術を応用して、研究用ヒト培養組織を開発し、製造販売しています。





ラボサイトシリーズ：

ヒト3次元培養表皮
ラボサイト　エピ・モデル12
　　エピ・モデル24
　　エピ・キット（作製用）

ヒト3次元培養角膜上皮
ラボサイト　角膜モデル24

目　次

第19期定時株主総会招集ご通知 …… 5

議決権行使等についてのご案内 …… 6

株主総会参考書類

第1号議案　取締役7名選任の件 …… 7
第2号議案　監査役3名選任の件 …… 12
第3号議案　補欠監査役1名選任の件 …… 15

（提供書面）
事業報告

1. 会社の現況に関する事項 …… 16
2. 会社の株式に関する事項 …… 25
3. 会社の新株予約権等に関する事項 …… 26
4. 会社役員に関する事項 …… 27
5. 会計監査人の状況 …… 29
6. 会社の体制及び方針 …… 31

計算書類 …… 38

監査報告 …… 41

インターネットによる開示について

次の各事項につきましては、インターネット上の当社ホームページ（下記URL）に掲載しております。

URL：http://www.jpte.co.jp/ir/library/index_notice.html

● 計算書類の個別注記表

監査役及び会計監査人が監査した計算書類は、株主総会招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、個別注記表となります。

個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条に基づき当社ホームページ（上記URL）に掲載しており、株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。ご了承ください。

● 決議通知

決議通知については、当社ホームページ（上記URL）へ掲載しますので、株主総会終了後に書面による送付はありません。ご了承ください。

● 株主通信

より充実した報告をいち早くお届けするため、招集通知と株主通信を合冊化して株主さまへ送付するとともに、当社ホームページ（上記URL）に掲載しております。

株主各位

証券コード 7774
平成29年6月12日

愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1
株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング
代表取締役　**比留間愛一郎**

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）営業時間終了の時（午後5時40分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1 日　　時	平成29年6月27日（火曜日）**午前10時**（受付開始：午前9時）	
2 場　　所	愛知県蒲郡市港町18-23 **蒲郡商工会議所　1階コンベンションホール**	
3 会議の目的事項	**報告事項**	第19期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案　取締役7名選任の件 第2号議案　監査役3名選任の件 第3号議案　補欠監査役1名選任の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（http://www.jpte.co.jp）に修正後の事項を掲載させていただきます。

ご案内

- 定時株主総会終了後、**事業説明会の開催**を予定しておりますので、引き続きご参加くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使等についてのご案内

期　限　平成29年6月26日（月曜日）午後5時40分まで

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です）



郵送で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
（上記の行使期限までに到着するようご返送ください）

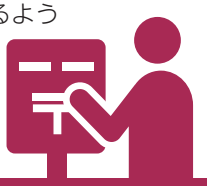

議決権行使書のご記入方法

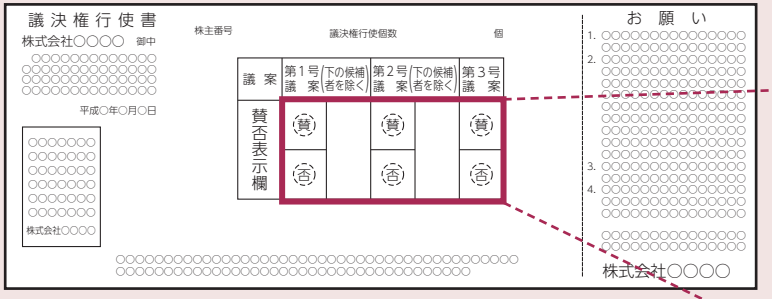

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

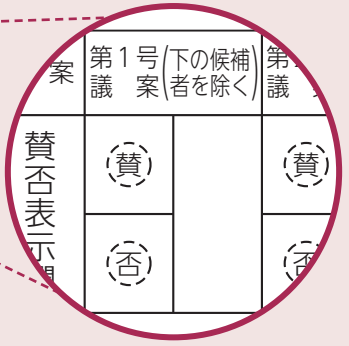

第1号議案及び第2号議案について

全員賛成の場合 → **賛** に○印

全員反対の場合 → **否** に○印

一部候補者に反対の場合 → **賛** に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄に記入

株主総会参考書類

第1号議案　取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位及び担当	候補者属性
1	ひるま　あいいちろう 比留間　愛一郎	代表取締役 社長執行役員	再任
2	おおすか　としひろ 大須賀　俊裕	取締役 専務執行役員	再任
3	はた　けんいちろう 畠　賢一郎	取締役 常務執行役員	再任
4	やまおか　としかず 山岡　寿一		新任
5	てづか　つとむ 手塚　勉		新任　社外
6	いしかわ　たかとし 石川　隆利	取締役	再任　(非業務執行)
7	ばん　としかず 伴　寿一	取締役	再任　(非業務執行)

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
1 再任	 ひるま　あいいちろう **比留間　愛一郎** （昭和34年9月20日生） 所有する当社の株式数 —	昭和57年 4月　富士写真フイルム株式会社（現富士フイルム株式会社）入社 平成 8年 5月　Fuji Photo Film B.V.出向（オランダ駐在） 平成17年 6月　富士写真フイルム株式会社 R&D統括本部新規事業開発本部担当部長 平成19年 4月　同社メディカルシステム事業部担当部長 平成22年 4月　FUJIFILM Europe GmbH出向（ドイツ駐在）欧州メディカルシステム事業部長 平成24年 4月　富士フイルム株式会社 メディカルシステム事業部サービスソリューション部長 平成25年 6月　同社ヘルスケア事業推進室マネージャー 平成25年 9月　同社再生医療事業推進室マネージャー 平成27年 6月　富山化学工業株式会社 理事 経営企画部長 平成28年 6月　当社代表取締役社長執行役員（現任） **（取締役候補者の選任理由）** 比留間愛一郎氏は、富士フイルム株式会社の海外拠点における長年の経験、富山化学工業株式会社において経営企画等に携わってきた経験に加え、当社において平成28年6月より代表取締役社長執行役員として経営に携わってきた経験を有しております。 これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
2 再任	 おおすか　としひろ **大須賀　俊裕** （昭和32年1月15日生） 所有する当社の株式数 113,800株	昭和55年 3月　ナトコペイント株式会社（現ナトコ株式会社）入社 昭和61年10月　株式会社ニデック入社 平成11年 2月　同社から出向、当社管理統括取締役 平成15年 4月　株式会社ニデックから転籍 平成16年 6月　当社専務取締役 平成19年 4月　当社専務取締役コンプライアンス担当 経営管理部長 平成19年 5月　当社専務取締役コンプライアンス担当 平成22年 4月　当社専務取締役コンプライアンス担当 信頼性保証部長 平成23年 4月　当社専務取締役 平成24年 4月　当社専務取締役 信頼性保証部長 平成26年 3月　当社専務取締役 営業部長 平成27年 6月　当社取締役専務執行役員 営業部長 平成28年 4月　当社取締役専務執行役員 平成29年 4月　当社取締役専務執行役員 営業推進本部長（現任） **（取締役候補者の選任理由）** 大須賀俊裕氏は、株式会社ニデックにおける長年の経験に加え、新規事業として平成11年の当社設立に携わり、当社において平成16年6月より専務取締役として経営に携わってきた経験を有しております。 これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
3 再任	 はた　けんいちろう 畠　賢一郎 （昭和39年8月14日生） 所有する当社の株式数 29,500株	平成12年 4月　名古屋大学医学部組織工学（J-TEC）寄附講座助教授 平成14年 6月　名古屋大学医学部附属病院遺伝子・再生医療センター助教授 平成16年10月　当社入社、研究開発部長 平成16年12月　当社取締役 研究開発部長 平成18年 4月　当社取締役 研究開発部長 兼 営業部長 平成21年 4月　当社取締役 研究開発部長 平成21年 6月　当社常務取締役 研究開発部長 平成21年10月　当社常務取締役 研究開発部長 兼 薬事部長 平成22年 4月　当社常務取締役 研究開発部長 平成25年 1月　当社常務取締役 事業開発室長 平成26年 3月　当社常務取締役 事業開発室長 兼 製品開発部長 平成27年 4月　当社常務取締役 事業開発室長 兼 生産技術部長 平成27年 6月　当社取締役常務執行役員 研究開発本部長 兼 事業開発室長 兼 生産技術部長 富士フイルム株式会社 R&D統括本部再生医療研究所長 平成28年 4月　当社取締役常務執行役員（現任） 平成29年 3月　富士フイルム株式会社 再生医療事業部長 兼 R&D統括本部再生医療研究所長（現任） **（取締役候補者の選任理由）** 畠賢一郎氏は、長年にわたり口腔外科医として再生医療に携わってきた実績に加え、当社において平成16年10月より取締役、平成21年6月より常務取締役として経営に携わってきた経験を有しております。また、平成27年6月より富士フイルム株式会社のR&D統括本部再生医療研究所長、平成29年3月より同社再生医療事業部長も兼務しております。 これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
4 新任	 やまおか　としかず 山岡　寿一 （昭和42年1月17日生） 所有する当社の株式数 —	平成 元年 4月　富士写真フイルム株式会社（現富士フイルム株式会社）入社 平成18年10月　富士フイルムホールディングス株式会社出向 平成19年10月　富士フイルムホールディングス株式会社出向 経営企画部IR室担当課長 平成28年10月　富士フイルムホールディングス株式会社出向 経営企画部マネージャー 兼 富士フイルム株式会社 経営企画本部経営企画部統括マネージャー 兼 G-up推進室マネージャー（現任） 平成29年 6月　同社から転籍 経営管理本部次長就任予定 **（取締役候補者の選任理由）** 山岡寿一氏は、富士フイルム株式会社並びに富士フイルムホールディングス株式会社において、長年にわたり経理、IR、企画スタッフに携わってきた経験を有しております。 これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
5 新任 社外	 てづか　つとむ 手塚　勉 （昭和30年4月18日生） 所有する当社の株式数 — 在任期間：—	昭和54年 4月　株式会社東海銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成20年12月　同行から株式会社ニデックへ出向 平成21年 4月　株式会社ニデック入社 同社法務部副部長 平成22年 4月　同社法務部長 平成23年 4月　同社執行役員 法務部長 平成26年 4月　同社執行役員 管理本部長 平成26年 6月　同社取締役 管理本部長 平成27年 6月　同社常務取締役 管理本部長（現任） **（取締役候補者の選任理由）** 手塚勉氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であります。 同氏は、株式会社東海銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）及び株式会社ニデックにおける長年の経験を有しており、当社事業の永続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、かつ適切に当社を運営するための知識、経験及び実績等を兼ね備えていると判断しました。 これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
6 再任 （非業務執行）	 いしかわ　たかとし 石川　隆利 （昭和29年3月9日生） 所有する当社の株式数 —	昭和53年 4月　富士写真フイルム株式会社（現富士フイルム株式会社）入社 平成20年 6月　富士フイルムエレクトロニクスマテリアルズ株式会社 社長 平成23年 6月　富士フイルム株式会社 執行役員 平成24年 6月　富士フイルムホールディングス株式会社 取締役（現任） 富士フイルム株式会社 取締役執行役員 富山化学工業株式会社 取締役 富士フイルムRIファーマ株式会社 取締役 平成24 7月　株式会社ペルセウスプロテオミクス 取締役（現任） 平成25 6月　当社取締役（現任） 平成26 6月　富士フイルム株式会社 取締役常務執行役員（現任） 株式会社富士フイルム ヘルスケア ラボラトリー 取締役（現任） 平成27 4月　富士フイルムファーマ株式会社 取締役 平成27 6月　セルラー・ダイナミクス・インターナショナル・ジャパン株式会社 取締役（現任） 平成28 6月　大正富山医薬品株式会社 代表取締役会長（現任） **（取締役候補者の選任理由）** 石川隆利氏は、富士フイルム株式会社における長年の経営者としての経験を有しており、当社において平成25年6月より取締役として経営に対し助言をいただいております。 これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
7 再任 （非業務執行）	 ばん　としかず 伴　寿一 （昭和36年5月9日生） 所有する当社の株式数 —	昭和60年 4月　武田薬品工業株式会社入社 平成25年 4月　富士フイルム株式会社入社 平成27年 6月　当社取締役（現任） 平成27年 9月　セルラー・ダイナミクス・インターナショナル・ジャパン株式会社 代表取締役社長（現任） 平成28年 3月　富士フイルム株式会社 執行役員（現任） 平成29年 3月　富士フイルムファーマ株式会社 取締役（現任） 富士フイルムRIファーマ株式会社 取締役（現任） 平成29年 4月　富山化学工業株式会社 取締役（現任） **（取締役候補者の選任理由）** 伴寿一氏は、武田薬品工業株式会社における長年の経験に加え、平成25年より富士フイルム株式会社において医薬品事業に携わってきた経験を有しており、当社において平成27年6月より取締役として経営に対し助言をいただいております。 これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 非業務執行取締役との責任限定契約の内容の概要
当社は非業務執行取締役（社外取締役を含む。以下同じ。）が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第30条第2項において、非業務執行取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定めております。これにより、非業務執行取締役候補者が非業務執行取締役に選任され就任した場合に、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。

3. 当社の親会社（その子会社も含む。）における現在又は過去5年間の地位・担当については、各候補者の略歴に記載のとおりであります。

第2号議案　監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位	候補者属性
1	くらはし　きよたか 倉橋　清隆	社外取締役	新任　（常勤）
2	かとう　たかひろ 加藤　孝浩	社外監査役	再任　社外　独立
3	おがわ　かおる 小川　薫		新任　社外　独立

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況
1 新任 （常勤）	 くらはし　きよたか **倉橋　清隆** （昭和28年11月24日生） 所有する当社の株式数 —	昭和51年 4月　株式会社東海銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成15年 9月　同行から株式会社ニデックへ出向 平成16年 4月　株式会社ニデック入社 平成18年 6月　同社取締役（現任） 平成20年 6月　当社取締役（現任） **（監査役候補者の選任理由）** 倉橋清隆氏は、株式会社東海銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）及び株式会社ニデックにおける豊富な経験に加え、当社において平成20年6月からの社外取締役の経験を有しております。今後はこれらの知識・経験等を、法令及び定款の遵守に係る見地から当社の監査業務に活かしていただくため、監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況
2 再任 社外 独立	 かとう　たかひろ **加藤　孝浩** （昭和44年3月21日生） 所有する当社の株式数 1,000株 在任期間 9年（本定時株主総会終結時）	平成 3年 4月　佐藤澄夫税理士事務所（現名南税理士法人）入所 平成10年10月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成14年 4月　公認会計士登録 平成17年10月　加藤孝浩会計事務所開設（現任） 平成17年11月　税理士登録 平成18年12月　クローバー・ブレイン株式会社設立 代表取締役（現任） 平成20年 6月　当社監査役（現任） 平成27年 1月　株式会社岐阜造園 監査役（現任） **（監査役候補者の選任理由）** 加藤孝浩氏は、社外監査役候補者であります。 同氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。平成20年6月からの当社社外監査役の経験も有しており、これらの知識・経験等を、法令及び定款の遵守に係る見地から当社の監査業務に活かしていただくため、監査役として選任をお願いするものであります。 当社は、監査役加藤孝浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況
3 新任 社外 独立	 おがわ　かおる 小川　薫 （昭和33年4月3日生） 所有する当社の株式数 ― 在任期間 ―	昭和56年10月　等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和60年　3月　公認会計士登録 平成16年　6月　日本公認会計士協会 東海会研修事業委員長 平成22年　6月　日本公認会計士協会 東海会総務委員長 平成25年　6月　日本公認会計士協会 東海会副会長（現任） 平成25年　7月　日本公認会計士協会 理事（現任） 東海財務局財務行政モニター（現任） 平成26年10月　小川薫公認会計士事務所開設（現任） **（監査役候補者の選任理由）** 小川薫氏は、社外監査役候補者であります。 同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの知識・経験等を、法令及び定款の遵守に係る見地から当社の監査業務に活かしていただくため、監査役として選任をお願いするものであります。 同氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性が担保されていると判断しております。同氏が原案どおりに選任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第38条第2項において、監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定めております。これにより、倉橋清隆氏、加藤孝浩氏、小川薫氏が監査役に就任された場合には、監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。

第3号議案　補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況
社外	小川（おがわ）　忠彦（ただひこ） （昭和22年8月1日生） 所有する当社の株式数 2,800株	昭和46年 3月　株式会社東海銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成 6年10月　東海フィナンシャルサービス（米国）会長 平成10年 5月　株式会社東海銀行本店営業部第3部長 平成11年 5月　同行から株式会社村上開明堂へ出向 平成12年 6月　同社取締役 平成13年 6月　同社常務取締役 平成22年 6月　同社顧問 平成23年 6月　当社監査役（現任） **（補欠監査役候補者の選任理由）** 小川忠彦氏は、株式会社東海銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）及び株式会社村上開明堂における豊富な経験に加え、当社において平成23年6月からの監査役の経験を有しております（在任期間：本定時株主総会終結の時をもって6年）。これらの知識・経験等を、法令及び定款の遵守に係る見地から当社の監査業務に活かしていただくため、補欠監査役として選任をお願いするものであります。

（注）1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小川忠彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の監査役との責任限定契約の内容の概要
当社は監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第38条第2項において、監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定めております。これにより、小川忠彦氏が監査役に就任された場合には、監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。

以上

（提供書面）

事業報告（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

1 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当事業年度（平成28年４月１日から平成29年３月31日）における我が国経済は、中国をはじめとするアジア新興国や資源国等の景気下振れから不透明感が強いことに加え、英国のＥＵ離脱問題、米国新政権の経済政策の動向など海外経済の不確実性の高まりを背景に、先行き不透明な状況で推移しました。

再生医療分野では、平成26年に旧薬事法の改正によって施行された医薬品医療機器等法のもとで、新たに複数の企業主導治験及び医師主導治験が開始されました。さらに日本国内の企業やアカデミアに加えて、海外企業による治験も計画されています。これまで再生医療における研究開発は、国内のアカデミアやベンチャー企業が主導してきましたが、最近では大手製薬メーカーなどの大企業や、海外からの参入が盛んになってきました。再生医療関連企業団体である一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム（FIRM）の会員数も増加の一途をたどり、日本再生医療学会やその他の関連団体と協力しながら、再生医療の産業化に向けた活動が活発に行われています。一方、新たに制定された再生医療等安全性確保法のもとで、再生医療の臨床研究や自由診療が積極的に行われています。世界初のiPS細胞の臨床応用である網膜の加齢黄斑変性治療は、患者由来の細胞を用いた臨床研究から、患者以外のドナー由来細胞を用いた臨床研究に変更して再開されました。このように、わが国における再生医療は、制度的枠組みの整備や社会の後押しを背景に、産業化に向けてますます加速しています。

このような状況の下、当社は、平成28年６月に代表取締役社長執行役員に富士フイルム出身の比留間愛一郎を選任しました。新たな経営体制の下、富士フイルムとの強いパイプを生かすとともに、経営の執行力を強化しています。

当事業年度における売上高は、再生医療製品事業の売上高が好調に推移したことにより2,135,149千円（前期比49.2%増）となりました。加えて販売費及び一般管理費の削減により、営業利益は312,388千円（前期は722,599千円の損失）となり、創業以来初めての営業黒字を達成しました。経常利益は309,951千円（前期は677,699千円の経常損失）となり、当期純利益は276,242千円（前期は681,539千円の純損失）となりました。

なお、セグメント別では、再生医療製品事業の売上高は、2,043,331千円（前期比52.8%増）、研究開発支援事業の売上高は、91,818千円（前期比1.4%減）となりました。

（注）当事業年度より、会計方針の変更を行っており、前年度比較については、遡及適用後の前年度数値を用いております。

各セグメントにおける概況は以下のとおりです（□内は当事業年度における主な成果です）。

[再生医療製品事業]

当社は再生医療製品事業において自家培養表皮ジェイス及び自家培養軟骨ジャックの製造販売を進めました。また委託研究機関からの助成金等を活用しその他の製品開発を進めるとともに、受託開発・受託製造を積極的に進めました。

・自家培養表皮ジェイス

重症熱傷を適応対象とする自家培養表皮ジェイスは、平成28年９月、先天性巨大色素性母斑を適応として追加する一部変更承認を取得し、平成28年12月より保険収載されました。国内の再生医療等製品において初めての適応拡大です。これを受け、12月には母斑第1症例目となる組織採取を行い、製造販売を開始しました。普及に向けて、アカデミアと連携して研究会の立ち上げにも着手しました。

自家培養表皮ジェイスは、平成21年１月に保険収載された我が国初の再生医療等製品であり、重症熱傷患者の治療を目的としています。平成28年４月より、ジェイスの保険適用に関し、保険機能区分が①採取・培養キットと②調製・移植キットの２つに細分化され、償還価格がそれぞれ①4,380千円、②151千円／枚に改定されました。ジェイスは、重傷熱傷患者の治療を目的としているため、受注から製品が使用されるまでの間に、患者死亡等の理由で使用中止になることがあり、保険償還できないリスクを抱えていました。平成28年４月の保険機能区分の細分化により、製造を中止した場合でも、①採取・培養キットの保険償還が可能となりました。当社は、先天性巨大色素性母斑への適応拡大を通じて、ジェイスの更なる売上増加を図っていきます。

・自家培養軟骨ジャック

移植実績や医師の認知度などに合わせてきめ細かな普及活動を展開した結果、移植実績をもつ医療機関数、受注数ともに増加しました。平成29年３月末現在、ジャックを使用できる医療機関（使用認定施設）は260施設となり、全都道府県で使用可能です。一般の患者様向けにも、自家培養軟骨移植術を受けたスポーツ選手を起用した特設サイトを開設し、治療やリハビリの体験談などを動画で紹介するなど、ジャックを使用する治療法「自家培養軟骨移植術」の認知度向上を目指した活動にも力を入れました。更に当社は、ジャックの適応拡大として、手技簡素化／低侵襲化を目指す開発を進めました。

また、ジャックは費用対効果評価の試行的導入における既収載品の対象品目として選定されたため、当社は、対症療法との費用比較と使用成績調査における有効性評価データを用いてジャックの費用対効果を分析し、平成29年３月に厚生労働大臣に「費用対効果評価分析結果報告書」を提出・受理されました。

自家培養軟骨ジャックは、平成25年４月より保険収載された我が国第２号の再生医療等製品であり、適応対象は膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎（変形性膝関節症を除く）です。ジャックの保険機能区分についてもジェイス同様に細分化され、平成28年４月より、償還価格が①採取・培養キット879千円、②調製・移植キット1,250千円に改定されました。当社は、軟骨領域におけるジャックの浸透を図り、売上増加につなげていきます。

・自家培養角膜上皮

片眼性の角膜上皮幹細胞疲弊症を適応対象として治験を実施する中で、当社は製造データを収集しつつ、安定した品質の治験製品を医療機関に提供しました。この度、培養角膜移植の実績がある医療機関が新たに治験施設として加わり、予定していた症例数に対する移植が完了しました。更に当社は、フォローアップ治験を開始しています。

自家培養角膜上皮は、ニデックからの委託により開発を進めています。片眼性の角膜上皮幹細胞疲弊症を適応対象として、希少疾病用再生医療等製品の指定のもと、平成26年10月から治験を実施しています。治験遂行においては、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）からの助成金も活用しています。

・受託開発・受託製造

上記ニデックから受託している角膜上皮開発に加え、富士フイルムが開発した生体適合性に優れるリコンビナントペプチドを活用した再生医療等製品の開発を進めました。平成28年４月より新たな事業として開始した、医薬品医療機器等法のもとでの再生医療等製品の開発製造受託（CDMO）サービス、開発業務受託（CRO）サービスを展開し、大阪大学や東京医科歯科大学、東京慈恵会医科大学などから再生医療研究における業務を受託しました。また、再生医療等安全性確保法のもとでは、再生医療等提供機関及び特定細胞加工物製造事業者に向けたコンサルティング業務や医療機関からの細胞培養を受託しました。

当社は、自社製品の開発で積み重ねた経験と、製造・販売に必要な組織体制を保有しています。これらの蓄積したノウハウと確立したシステムにより、医薬品医療機器等法、再生医療等安全性確保法それぞれのもとでの受託ビジネスを展開しています。当社は、国内外の開発案件を開発の初期段階から市販後までシームレスで長期にサポートし、再生医療受託事業を当社の中核事業に育てていきます。

・その他

当社は、平成29年３月、中国における自家培養軟骨ジャックの特許に関する一切の権利を富士フイルムへ譲渡・移転することを決定し、これに伴い譲渡一時金300,000千円を売上として計上しました。

[研究開発支援事業]
当社は研究開発支援事業において、医療用培養表皮や培養軟骨の開発で蓄積した高度な培養技術を応用した研究用ヒト培養組織（ラボサイトシリーズ）の製造販売を進めました。

・ラボサイトシリーズ

ラボサイト エピ・モデル24を中心に、化粧品開発企業や製薬企業を主な顧客として販売を進めました。ラボサイト 角膜モデルでは、経済協力開発機構（OECD）が推進する眼刺激性試験の標準化を目指した共同研究を終了しました。眼刺激性試験のOECDガイドライン収載に向けて、順調に準備を進めています。

研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズは、動物実験を代替する試薬です。ラボサイト エピ・モデル24を用いた皮膚刺激性試験に関する試験法は、標準法の一つとしてOECDの試験法ガイドラインTG439へ収載されています。また、同様にラボサイト 角膜モデルでも、OECDが推進する眼刺激性試験の標準化を目指しています。

[その他]
当社は、日本医療研究開発機構（AMED）が公募した「再生医療の産業化に向けた評価基盤技術開発事業」（「平成28年度　再生医療等の産業化に向けた評価手法等の開発」）など、採択された国の研究機関からの委託事業や助成事業についての研究を進めました。その結果、当平成29年３月期において、280,689千円を助成金対象費用として販売費及び一般管理費から控除しました。

事業の部門別売上高

事業別	売上高
再生医療製品事業	2,043,331千円
研究開発支援事業	91,818千円
合計	2,135,149千円

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

（2）設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

（3）資金調達の状況

該当事項はありません。

（4）対処すべき課題

当社は再生医療の産業化を推進するために、会社が対処すべき課題を以下のとおり認識し、その解決に向けた取り組みを展開しています。

① 自家培養表皮ジェイスの展開

自家培養表皮ジェイスは、我が国で第１号となる再生医療等製品として平成19年10月に厚生労働省より製造販売承認を受け、平成21年１月に保険収載されました。本品には承認条件及び保険適用に関する留意事項が付与されていますが、医薬品医療機器総合機構に提出した再審査申請の判断によって留意事項が変更される可能性があります。患者死亡等の理由により製造を中止した場合は保険償還されないリスクがありましたが、平成28年４月より保険機能区分が①採取・培養キット、②調製・移植キットの２つに細分化され、保険償還価格も改定されました。保険の算定限度につきましては、引き続き、一連につき40枚とされていますが、これまでに100枚以上使用された例もあることから、学会を通じて算定限度の緩和を求めていきます。

さらに、重傷熱傷の治療に限定されている適応対象の拡大を目的とした開発を進めた結果、平成28年９月に厚生労働省より先天性巨大色素性母斑への適応に関する一部変更承認を受け、同年12月に保険収載されました。これは再生医療等製品の中では、わが国で最初の適応拡大であり、今後、医療現場においてジェイスが母斑の標準治療となるよう、普及を目指し情報提供活動に取り組みます。

② 自家培養軟骨ジャックの展開

自家培養軟骨ジャックは、平成24年７月に厚生労働省より製造販売承認を受けました。整形外科領域における我が国初の再生医療等製品であり、平成25年４月に保険収載されましたが、本品には承認及び保険収載の条件として「施設基準」や「実施医基準」等の留意事項が付与されているため、当社は医療機関及び実施医への研修を行う必要があります。当社は保険収載時からこの活動を続け、平成29年３月末には260施設の医療機関が認定施設となりました。現在、国内すべての都道府県でジャックの使用が可能となっています。

なお、平成28年４月に保険機能区分が①採取・培養キット、②調製・移植キットの２つに細分化され、保険償還価格も改定されました。当社は、本品の適正な使用方法について情報提供を行うとともに、承認条件の一つである「再審査期間（７年）中の全症例を対象とした使用成績調査」を適正に実施しております。

また、本品の適応には欠損面積が4cm^{2}以上という条件が付与されています。現在、軟骨欠損はMRIなどの画像で診断されますが、軟骨欠損面積を正確に把握することは技術的に難しいのが現状です。そこで当社は富士フイルム株式会社と協力して軟骨欠損診断の支援技術についても提案していきます。これにより、軟骨欠損の診断を正確かつ容易に行うことができるようになり、ジャックの普及拡大につながるものと考えています。さらに、ジャックの移植手技の簡便化、低侵襲化に取り組むとともに、二次性変形性関節症への適応拡大にも取り組むことでジャックが有するポテンシャルを最大限に引き出していきます。

③ 自家培養角膜上皮の展開

自家培養角膜上皮は、ニデックからの受託開発です。平成26年10月に治験計画届書を医薬品医療機器総合機構に提出し、治験を実施しています。平成29年3月をもって移植は完了しており、今後フォローアップ治験を進めます。治験遂行においては、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）からの助成金を活用しています。

当社は、委託元であるニデックと今後の開発方針を協議しながら、治験を遅延なく遂行し、早期の承認取得と保険収載を目指します。

④ 研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズの展開

研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズは、動物実験を代替する試薬です。動物実験代替への理解促進や認知度向上のため、当社は、動物実験代替法、皮膚基礎科学、幹細胞研究など、最新の研究報告を行うセミナーを開催する等の啓蒙活動を通じて、研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズの拡販に努めます。

平成25年7月、ラボサイト エピ・モデル24を用いた皮膚刺激性試験に関する試験法が、標準法の一つとして経済協力開発機構（OECD）の試験法ガイドラインTG439へ収載されました。当社は、ラボサイト 角膜モデルを用いた眼刺激性試験法に関しても、OECDの試験法ガイドラインへの収載を目指します。

⑤ 再生医療受託事業の推進

当社は、自社製品の開発で積み重ねた経験と、製造・販売に必要な組織体制を保有しています。これらの蓄積したノウハウと確立したシステムにより医薬品医療機器等法の下、再生医療等製品の開発製造受託（CDMO）事業および開発業務受託（CRO）事業を展開しています。現在実施しているものに加え、当社は、更なる事業拡大を目指し、富士フイルムと連携しながら新規取引先の開拓に取り組みます。

また、再生医療等安全性確保法で定義される再生医療等提供機関及び特定細胞加工物製造事業者に向けたコンサルティングサービスも進めており、新規受託案件の獲得に取り組みます。

再生医療受託事業を当社の中核事業に育てるため、親会社である富士フイルムと連携しながら、数多くの開発案件の獲得と社内受入体制の整備を通じて、受託事業を社内及び業界内に根付かせることを目指します。

⑥ 研究開発体制の強化

色素細胞を含む次世代の自家培養表皮を用いた尋常性白斑や、他家細胞で製造した同種培養表皮を用いたⅡ度熱傷などへの適応を目指し、新製品の研究開発を加速させるため、研究体制の強化に取り組みます。

⑦ 生産体制の強化

受注生産により製造部門に繁閑が生じることで、設備及び人員の非効率な運用が発生するため、製造や検査作業の効率化、自動化を促進し、今後の同種製品の開発や再生医療受託事業における製造受託（CMO）にも応用し、コスト削減に努めます。

⑧ 販売体制の強化

自家培養表皮ジェイス及び自家培養軟骨ジャックの適正使用に関する情報提供および販売活動、ならびに研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズの普及活動において、多くの営業人員を必要としています。販売拡大に向けた営業活動の効率化を図るため、代理店の活用、担当及び人員配置の見直し、営業体制の効率化及び強化に努めていきます。

⑨ 人事制度の見直し・人材育成の強化

平成28年4月より、新人事制度の導入をスタートしました。公平でチャレンジできる制度や多様な人材の育成を強化する仕組みの構築に取り組んでいます。更に働きがいのある職場環境の整備に努め、人材の強化と会社業績の向上を目指します。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

売上高 (単位：千円)

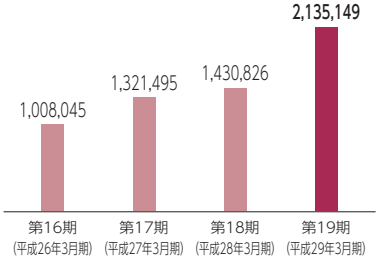

経常損益 (単位：千円)

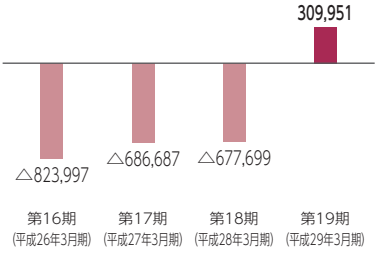

当期純損益 (単位：千円)

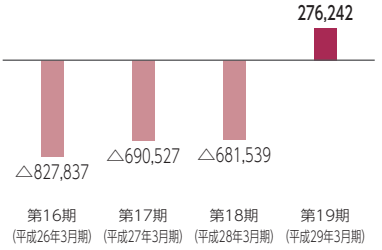

1株当たり当期純損益 (単位：円)

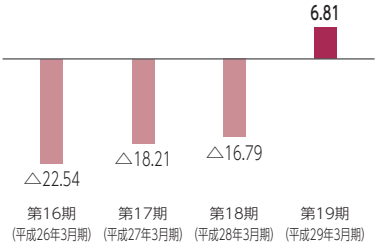

総資産 (単位：千円)

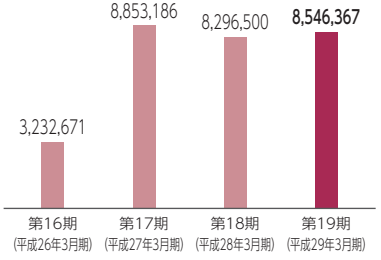

純資産 (単位：千円)

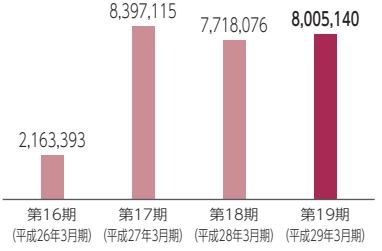

		第16期 (平成26年3月期)	第17期 (平成27年3月期)	第18期 (平成28年3月期)	第19期 (平成29年3月期)
売上高	(千円)	1,008,045	1,321,495	1,430,826	2,135,149
経常損益	(千円)	△823,997	△686,687	△677,699	309,951
当期純損益	(千円)	△827,837	△690,527	△681,539	276,242
1株当たり当期純損益	(円)	△22.54	△18.21	△16.79	6.81
総資産	(千円)	3,232,671	8,853,186	8,296,500	8,546,367
純資産	(千円)	2,163,393	8,397,115	7,718,076	8,005,140

(注) 1．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、1株当たり当期純損益については小数点第2位未満を四捨五入しております。

2．当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株を200株にする株式分割を行っております。当該株式分割については、第16期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

1. 親会社等との関係

富士フイルム株式会社は、当社発行済株式総数の46.06％を保有する筆頭株主です。また、富山化学工業株式会社は同じく4.08％を保有する大株主です。富士フイルムは富士フイルムホールディングス株式会社の100％子会社であり、富山化学工業は同じく66％子会社であるため、両者を合算した富士フイルムホールディングスの間接所有による当社株式の保有割合は、50.15％となり、富士フイルムホールディングスが当社の親会社となります。

2. 親会社等との間の取引等に関する事項

当社は、親会社等との取引に関して、市場価格その他公正価格等を勘案して決定しておりますので、当社の利益を害するものではないと判断しております。また、当社取締役会を中心とした独自の意思決定を行っており、意思決定手続きの正当性についても、問題ないものと考えております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

当社は、再生医療製品及び研究開発支援製品の研究開発・製造・販売を事業として営んでいますが、その概要は次のとおりです。

・再生医療製品事業……細胞培養技術を利用した再生医療製品（表皮、軟骨、角膜上皮等）の研究開発・製造・販売、受託開発
・研究開発支援事業……研究用ヒト培養組織の研究開発・製造・販売

(8) 主要な事業所 (平成29年3月31日現在)

本社　愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1



(9) 従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
174名	5名減	36.0歳	7.3年

(注) 上記の従業員にはパート15名及び嘱託社員7名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (平成29年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数　55,000,000株

(2) 発行済株式の総数　40,591,800株

(3) 株主数　14,130名

(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
富士フイルム株式会社	18,700,000	46.06
株式会社ニデック	4,227,200	10.41
富山化学工業株式会社	1,658,400	4.08
MSIP CLIENT SECURITIES	602,415	1.48
五味大輔	430,000	1.05
中部飼料株式会社	400,000	0.98
前田陽子	342,400	0.84
三井住友海上火災保険株式会社	300,000	0.73
小澤洋介	292,000	0.71
桑田武志	268,400	0.66

(注) 持株比率は自己株式 (164株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

1. 新株予約権の権利行使により、新株式を9,800株発行したため、発行済株式総数は9,800株増加しております。
2. 当事業年度の末日後、新株予約権の権利行使により新株式を14,600株発行したため、発行済株式総数は14,600株増加しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況 (平成29年３月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	比留間　愛一郎	
取締役 専務執行役員	大須賀　俊　裕	情報取扱責任者
取締役 常務執行役員	畠　　賢一郎	富士フイルム株式会社 再生医療事業部長 兼 R&D統括本部再生医療研究所長
取締役 常務執行役員	明　石　成　信	コンプライアンス担当 情報セキュリティ担当 経営管理部長
取締役（非業務執行）	戸　田　雄　三	富士フイルムホールディングス株式会社 取締役・CTO 富士フイルム株式会社 取締役副社長・CTO 富山化学工業株式会社 取締役専務執行役員 内閣官房 健康・医療戦略室 参与 一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム 代表理事・会長 株式会社ペルセウスプロテオミクス 取締役 協和キリン富士フイルムバイオロジクス株式会社 取締役 株式会社富士フイルム ヘルスケア ラボラトリー 取締役 セルラー・ダイナミクス・インターナショナル・ジャパン株式会社 取締役
取締役（社外）	倉　橋　清　隆	株式会社ニデック 取締役
取締役（非業務執行）	石　川　隆　利	富士フイルムホールディングス株式会社 取締役 富士フイルム株式会社 取締役常務執行役員 株式会社ペルセウスプロテオミクス 取締役 大正富山医薬品株式会社 代表取締役会長
取締役（非業務執行）	伴　　寿　一	富士フイルム株式会社 執行役員 セルラー・ダイナミクス・インターナショナル・ジャパン株式会社 代表取締役社長 富士フイルムファーマ株式会社 取締役 富士フイルムRIファーマ株式会社 取締役
常勤監査役（社外）	小　川　忠　彦	
監査役（社外）	加　藤　孝　浩	公認会計士 税理士 クローバー・ブレイン株式会社 代表取締役 株式会社岐阜造園 監査役
監査役	尾　山　雅　之	富山化学工業株式会社 監査役

（注）1. 取締役倉橋清隆氏は、社外取締役であります。
監査役小川忠彦氏、加藤孝浩氏は、社外監査役であります。
2. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。
退任　取締役小澤洋介氏、岡田淳二氏は、平成28年6月23日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
就任　比留間愛一郎氏は、平成28年6月23日開催の第18期定時株主総会において取締役に新たに選任され就任いたしました。
3. 常勤監査役小川忠彦氏は、株式会社東海銀行（現　株式会社三菱東京UFJ銀行）及び株式会社村上開明堂における豊富な経験を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役加藤孝浩氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査役加藤孝浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	10名 (5)	74,315千円 (2,400)	
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3)	7,727千円 (6,827)	
合計 (うち社外役員)	13名 (8)	82,043千円 (9,227)	

(注) 1. 上記には、平成28年６月23日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名（うち社外取締役１名）を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 平成18年6月29日開催の第8期定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を年額3億円以内、平成16年6月30日開催の第6期定時株主総会決議において、監査役の報酬限度額を年額50百万円以内と決議をいただいております。
4. 上記のほか、平成28年６月23日開催の第18期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。
退任取締役　１名　38,800千円

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役倉橋清隆氏は、株式会社ニデック取締役であり、同社は当社の大株主であります。また、当社は同社より委託契約に基づく受託開発を行っております。
・監査役加藤孝浩氏は、公認会計士及び税理士であり、クローバー・ブレイン株式会社代表取締役、株式会社岐阜造園監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　倉　橋　清　隆	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席いたしました。主に当社事業の永続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役　小　川　忠　彦	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会11回のすべてに出席いたしました。主に法令及び定款の遵守に係る見地から、監査に関する重要事項、取締役会の運営、内部監査の実施状況及び会計監査人との連携等に関し、必要な発言を適宜行っております。
監査役　加　藤　孝　浩	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会11回のすべてに出席いたしました。主に法令及び定款の遵守に係る見地から、監査に関する重要事項、取締役会の運営、内部監査の実施状況及び会計監査人との連携等に関し、必要な発言を適宜行っております。

③ 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

当該事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役倉橋清隆氏及び非業務執行取締役戸田雄三氏、石川隆利氏、伴寿一氏ならびに監査役小川忠彦氏、加藤孝浩氏、尾山雅之氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額としております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、平成28年6月23日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、当事業年度において責任限定契約を締結しておりません。

なお、当社定款にて、「当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,600万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。」と定めております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

6,790千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

6,790千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定められた解任事由に該当する状況にあり、かつ解任が相当と判断した場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。なお、この場合には、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。また、監査役会は、当社都合の他、会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(6) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

6 会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

i）業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正を確保するための体制ならびに金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための体制（以下、まとめて「内部統制システム」という。）を以下のとおり整備し、継続的に改善する。

【取締役関連】

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は「企業理念」を企業経営の最優先事項に位置づけ、取締役はこれを高次元で達成するように職務を執行する。
2. 「行動指針」「コンプライアンス・ポリシー」等を定め、取締役自らが率先垂範し、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
3. 取締役及び執行役員の中からコンプライアンス担当役員を任命し、コンプライアンスの徹底を図る。
4. 代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス遵守状況を監視し、体制の点検・整備等により継続的な改善を実施する。また、これらの活動は取締役会及び監査役会に定期的に報告する。
5. 当社は、財務計算に関する報告その他の情報の適正性及び信頼性を確保するための体制を整備・運用するとともに、適時かつ適切に開示する。
6. 取締役が相互に監督することにより、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。また、非業務執行取締役が職務執行を監督することによって客観性を確保する。
7. 代表取締役の直轄部門として内部監査室を設置する。内部監査室は、監査役と連携の上、業務執行状況等の内部監査を実施し、取締役会及び監査役会に定期的に報告する。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は、権限配分及び意思決定ルールに基づく効率的な職務執行の方法を定め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
2. 取締役会は全社的な目標を定め、この目標達成のために、業務執行取締役及び執行役員は具体的手段・方法を立案して職務を遂行し、業務執行取締役及び執行役員で構成される経営会議において定期的に進捗状況をレヴューする。

3. 業務運営に関する個別課題については、経営会議において審議する。なお、経営に関する重要事項については、その審議を経て取締役会において決定する。
4. 職務執行に係る職務分掌及び権限委譲に関する規定を定め、必要な手続きを経て承認を得た範囲で業務執行することにより、業務の効率化を図る。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務執行に係る情報は、文書（電磁的媒体を含む。以下同じ。）に記録する。文書は経営管理部において保管し、毀損や流出を防止する。また、取締役及び監査役は、これらの文書を閲覧、謄写または複写できる。
2. 電子化された情報の保存及び管理を確実に実施するため、「情報セキュリティ・ポリシー」に基づき、適正かつ合理的な情報セキュリティ管理及び適切なセキュリティレベルの維持を行う。

【監査役関連】

① 監査役の職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における従業員に関する事項、取締役からの独立性に関する事項、指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役の職務を補助するために必要な補助作業を監査役から求められた場合、当社は当該監査役と協議し、職務を補助する補助員を確保する。
2. 補助員は、監査役の命令に関して、取締役及び執行役員等の指揮命令を受けない。
3. 補助員に対する人事異動、人事評価、処罰等においては、監査役より命令を受けて実施した補助業務について不利益な取扱いをしない。

② 監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会ならびに経営会議の他、すべての会議及び委員会等に出席し、報告を受けることができる。
2. 監査役が求める重要な事項等について、取締役、執行役員及び従業員はすみやかに報告する。
3. 法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況ならびに内部通報制度による通報情報及びその内容について、取締役、執行役員及び従業員は、監査役及び監査役会にすみやかに報告する。
4. 監査役に直接報告・相談を行った取締役、執行役員または従業員に対して、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

③ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制、監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

1. 監査役は「監査役監査基準」に定める監査役監査の重要性、有用性を十分に認識し、取締役と協力して監査役監査を実効的に行うことのできる環境を整備する。
2. 監査役会と代表取締役、各取締役、監査法人は、監査業務の品質及び効率を高めるため、それぞれの間で定期的な意見交換を行い、緊密な連携を図る。
3. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務について、監査の実効性を担保するために監査費用の予算措置を行い、監査役の職務の執行に係る費用等の支払いを行う。

【その他】

① 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 法令、定款及び当社の「企業理念」を従業員に遵守させるため、「行動指針」「コンプライアンス・ポリシー」を定め、すべての従業員に周知、徹底する。
2. 従業員が重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、責任者に直ちに報告し、必要に応じて取締役会及び監査役に報告する。
3. コンプライアンス上疑義のある事実等について、役職を問わず、これを知った者が情報提供を直接行うことのできる内部通報制度を設置する。
4. 内部通報制度の相談窓口の1つとして社外窓口を設置し、利用しやすい環境及び利用者の匿名性を担保する。また、利用者が不利益を被らない仕組みとする。
5. コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に則った懲戒を含め、厳正に対処する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社は、リスク管理に関する規定を策定するとともに、コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等の様々なリスクに対応するため、それぞれの部署にリスク管理責任者を置き、リスクを把握、分析し、必要な対応策を講じる。
2. 組織横断的なリスク状況の監視及び全社的対応を行う機関として、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。また、リスク管理委員会は事業継続計画（BCP）を策定し、重大な災害に備える。
3. 情報を重要な会社資産として認識し、取締役及び執行役員の中から情報セキュリティ担当役員を任命するとともに、「情報セキュリティ・ポリシー」を策定し、適正かつ合理的な情報セキュリティ管理及び適切なセキュリティレベルの維持を行う。特に、個人情報に関しては「プライバシー・ポリシー」を定め、これを遵守する。
4. 重大な危機発生時には、代表取締役を本部長とする危機対策本部を設置し、損害の軽減及び復旧を図る。

③ 親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、親会社を含む企業集団における企業統治（コーポレートガバナンス）の適正性を確保するため、グループ会社と相互に情報を共有し、グループポリシーを踏まえて当社の内部統制システムを構築する。
2. 当社は子会社を保有しないため、会社法及び会社法施行規則で定める「子会社の内部統制システムに係る管理」及び「子会社から監査役への報告の体制」の整備は対象外とする。

④ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

1. 市民社会の秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力ならびに団体との関係の排除を「コンプライアンス・ポリシー」に定め、「反社会的勢力対応マニュアル」等に則り、毅然とした態度で対応する。
2. 平素から警察関係機関、弁護士等の専門機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力との取引や資金提供を疑われるような一切の関係を遮断する。

ii）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況は、次のとおりです。

① コンプライアンスに対する取り組みの状況

代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに関する活動状況（内部通報の内容を含む。）について主管部署からの報告を受け、コンプライアンス体制の状況を確認しました。

コンプライアンス研修に継続的に実施するだけでなく、管理職向け、テーマ別、ディスカッションなどの様々な形式で実施することにより、役職員全体のコンプライアンス意識の向上を図っています。

② 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は、取締役８名（うち社外取締役１名）で構成され、監査役３名も出席しております。取締役会は12回開催し、各議案についての審議、業務執行等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されています。

当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するために執行役員制度を導入しており、意思決定の迅速化、効率化を図っています。

③ 損失の危険の管理に関する取り組みの状況

代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を開催し、顕在化したリスク案件及びその対応について主管部署からの報告を受け、リスク管理の状況について確認しました。

また、各部署からリスク課題及びアクションプランを収集し、全社のリスク重点課題を設定しました。これに対するアクションプランを立案・実行することでリスク案件の発生頻度の低下に努めました。さらに定期的な情報セキュリティ研修に加え、継続的な啓蒙活動や不審メール訓練等を実施し、役職員全体の情報セキュリティに関する意識及び知識の向上を図っています。

④ 監査役監査の実効性の確保に対する取り組みの状況

監査役会は、監査役３名（うち社外監査役２名）で構成されています。監査役会は11回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、常勤監査役については、コンプライアンス委員会等の重要な社内会議に出席したり、稟議書等を常時閲覧したりすることにより、監査の実効性の向上を図っています。

⑤ 反社会的勢力排除に対する対する取り組みの状況

新規取引先との契約締結に関して、決裁手続きの徹底や反社会的勢力排除条項の契約書への記載等の対応を実施しています。また、地元警察や顧問弁護士との情報連携を図っています。

（2）株式会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は次のとおりです。

① 当社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針を決定する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えています。

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えます。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような大規模買付行為を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から経営を負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えます。

② 基本方針実現のための取り組み

1. 企業価値向上への取り組み

当社は、「医療の質的変化をもたらすティッシュ・エンジニアリングをベースに、組織再生による根本治療を目指し、21世紀の医療そのものを変えてゆく事業を展開する。」ことを会社設立の趣旨とし、「再生医療の産

業化を通じ、社会から求められる企業となる。法令・倫理遵守の下、患者様のQOL（生活の質）向上に貢献することにより、人類が生存する限り成長し続ける企業となる。その結果、全てのステークホルダーがより善く生きることを信条とする」という企業理念に基づいて事業を展開しています。当社は、平成19年10月に日本初の製造販売承認を取得した自家培養表皮ジェイス、平成24年7月に製造販売承認を取得した自家培養軟骨ジャックに代表される医薬品医療機器等法の適用を受ける再生医療製品事業と、医薬品医療機器等法の適用を受けない研究開発支援事業を展開しています。

当社は企業価値向上への取り組みとして、年度毎に経営計画を策定し、代表取締役が直接全役職員に説明することにより目標の共有化を図り、全社一丸となって企業理念の実現に向け事業を展開しています。また、再生医療製品事業を推進するにあたり実質的な親会社となる富士フイルムと密接な連携を図ることにより、グループとしてより効率的に取り組んでいます。

当社の具体的な取り組みとして、再生医療等製品のメーカーとして製造販売承認を取得した自家培養表皮ジェイス、及び自家培養軟骨ジャックの製造販売活動を積極的に展開しています。また、自家培養角膜上皮の受託開発に関しても治験計画届出書を提出いたしました。その他にも富士フイルム等からの受託開発を行うとともに、海外展開を含めた次期製品ならびに将来事業の開発を推進しています。研究開発支援事業につきましては、研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズの販売拡大に注力するとともに、同製品のラインナップを増やすべく研究開発を進めています。これらの再生医療等製品の開発や製造販売を行っていることだけでなく、製造販売承認を取得する過程で培ってきたノウハウ、ならびに研究開発支援事業製品の販売拡大が当社の企業価値の大きな要素となっています。

当社は、情報開示体制を整備し、再生医療の啓蒙を兼ねたPR活動を適切に行うことにより、多くの投資家の要望に応えることができる積極的なIR体制の構築、運用に努めています。また、適切に牽制がかかり情報の信頼性を担保する内部統制体制の維持、改善を目的として内部統制基本方針を定め運用しています。また、再生医療事業を行っている会社として魅力のある職場環境の実現に努め、当社の永続的成長に不可欠な社員の育成・充実を図り、海外展開をも視野に入れた人材の育成・強化に取り組んでいます。

このような当社の創業以来の取り組みの積み重ねが、現在の企業価値の源泉になっています。当社は、当社の企業文化の根源である設立趣旨、企業理念を高い次元で実現することにより、社会的意義を高め、経営資源を有効に活用するとともに、全てのステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、結果として当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資することができるものと考えます。

2. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するために、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び公正で透明性のある経営システムを構築し、これを維持することに取り組んでいます。

当社の取締役会は８名で構成され、その内１名は社外取締役です。取締役会は当社の経営戦略を策定・遂行するとともに、取締役の職務遂行を監督しています。また、監査役３名（うち社外監査役２名）で構成される監査役会は、内部監査室及び会計監査人ならびに顧問弁護士と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、監査の有効性・

効率性を高めています。常勤監査役は取締役会、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会等重要な会議に出席するとともに、業務及び財産の状況の確認を通じて取締役の職務遂行を監査しています。

当社は創業時より、研究・開発事業に関する倫理的妥当性について審査を行うこと、及びヒト組織・細胞等の収集・提供の実施状況など事業全般にわたる倫理的評価を行うことを目的に、企業委員２名、外部委員６名で構成されるJ-TEC倫理委員会を設け適切に運営しています。

さらに当社では、業務上抱える各種リスクを正確に把握・分析し、適切に対処すべく、継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでいます。主管部署は経営管理部が担当していますが、総合的なリスク管理については、リスク管理委員会で討議し、必要に応じて取締役会で検討をしています。また、災害、重大事故、訴訟等の経営に重大な影響を与える事実が発生した場合には、直ちに担当部署から部長、情報取扱責任者、代表取締役に連絡する体制をとり、状況を迅速・正確に把握し対処することとしています。

③ 基本方針の具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②に記載した企業価値向上への取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当事業年度、創業以来初めての営業黒字を達成いたしました。しかしながら、当社は、再生医療製品事業への先行投資の段階にあり、継続的な研究開発活動や、生産の合理化・自動化のための設備投資、また、再生医療受託事業拡大のための能力増強を行う資金を確保していく必要があります。

将来にわたり安定した黒字体質を実現することを最優先課題とし、当事業年度は無配とさせてただきたいと存じます。将来、経営成績及び財政状況を勘案しながら、利益配当を検討する所存です。

(4) コーポレートガバナンス・コードへの対応

当社は、ジャスダック上場企業としてコーポレート・ガバナンスの基本原則をすべて実施しています。

（注）本報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

（単位：千円）

科目	第19期 平成29年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**5,070,381**
現金及び預金	4,089,734
受取手形	45,387
売掛金	788,086
仕掛品	8,810
原材料及び貯蔵品	96,335
前渡金	14,158
前払費用	6,540
その他	21,327
固定資産	**3,470,001**
有形固定資産	**1,725,280**
建物	1,044,722
構築物	3,182
機械及び装置	54,790
工具器具及び備品	26,281
土地	582,770
リース資産	13,533
無形固定資産	**37,831**
商標権	168
ソフトウエア	37,287
その他	376
投資その他の資産	**1,706,889**
出資金	20
長期前払費用	349
長期預金	1,700,000
その他	6,520
繰延資産	**5,984**
株式交付費	5,984
資産合計	**8,546,367**

科目	第19期 平成29年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**498,428**
支払手形	29,484
買掛金	19,364
リース債務	6,663
未払金	166,438
未払費用	12,844
未払法人税等	44,094
前受金	27,009
預り金	9,774
賞与引当金	81,454
その他	101,300
固定負債	**42,798**
リース債務	7,898
役員退職慰労引当金	34,900
負債合計	**541,226**
純資産の部	
株主資本	**8,005,140**
資本金	**4,949,563**
資本剰余金	**2,779,563**
資本準備金	2,779,563
利益剰余金	**276,242**
その他利益剰余金	276,242
繰越利益剰余金	276,242
自己株式	**△228**
純資産合計	**8,005,140**
負債及び純資産合計	**8,546,367**

損益計算書

（単位：千円）

科目	第19期 平成28年4月 1日から 平成29年3月31日まで
売上高	**2,135,149**
売上原価	**911,083**
売上総利益	**1,224,066**
販売費及び一般管理費	911,677
営業利益	**312,388**
営業外収益	**6,840**
受取利息	4,845
受取配当金	0
雑収入	1,994
営業外費用	**9,277**
株式交付費償却	9,224
雑損失	52
経常利益	**309,951**
税引前当期純利益	**309,951**
法人税、住民税及び事業税	33,709
当期純利益	**276,242**

株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
平成28年4月1日期首残高	11,518,675	9,348,675	—	△13,149,273	—	7,718,076	7,718,076
事業年度中の変動額							
新株の発行	5,525	5,525				11,050	11,050
資本金から剰余金への振替	△6,574,636		6,574,636			—	—
準備金から剰余金への振替		△6,574,636	6,574,636			—	—
欠損補填			△13,149,273	13,149,273		—	—
当期純利益				276,242		276,242	276,242
自己株式の取得					△228	△228	△228
事業年度中の変動額合計	△6,569,111	△6,569,111	—	13,425,515	△228	287,064	287,064
平成29年3月31日期末残高	4,949,563	2,779,563	—	276,242	△228	8,005,140	8,005,140

監査報告

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　北　尚　史　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　杉　崎　友　泰　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
１．会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、当事業年度より委託研究機関からの助成金の対象となる費用について、委託研究が完了するまで資産計上する方法に変更している。
２．会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、当事業年度より有形固定資産の減価償却方法を変更している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針に対する取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月22日

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング監査役会

常勤監査役　小　川　忠　彦　㊞
監　査　役　加　藤　孝　浩　㊞
監　査　役　尾　山　雅　之　㊞

(注) 小川監査役、加藤監査役は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

株主メモ

上場証券取引所	東京証券取引所JASDAQグロース
証券コード	7774
事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	名古屋市中区栄三丁目１５番３３号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先 及び照会先	東京都杉並区和泉二丁目８番４号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120－782－031（通話料無料）

住所、氏名の変更等、株式関係のお手続きに関するお問合わせ、お手続きに必要な書類のご請求等は、お取引の証券会社等までご連絡ください。

最新のトピックス

自家培養表皮ジェイス 適応拡大
平成28年12月1日より先天性巨大色素性母斑へも保険適用

重症熱傷を適応対象とする自家培養表皮ジェイスは、平成28年9月、先天性巨大色素性母斑を適応として追加する一部変更承認を取得し、平成28年12月より保険収載されました。国内の再生医療等製品において初めての適応拡大です。これを受け、自家培養表皮による先天性巨大色素性母斑の患者さまの治療が始まりました。当社は、ジェイスの普及を通じ、患者さまのQOLの向上への貢献を目指してまいります。

自家培養表皮ジェイスによる先天性巨大色素性母斑の治療は高額療養費制度の対象です。

自家培養表皮ジェイス



保険償還価格および保険算定に関する留意事項

保険償還価格	① 採取・培養キット　4,380,000円 ② 調製・移植キット　151,000円/枚
保険算定に関する留意事項	■一連の治療計画につき30枚を限度 ■一連の治療計画として以下を記載 ① 治療開始年月及び治療終了予定年月 ② 治療間隔及び回数

「先天性巨大色素性母斑」とは

黒褐色のあざが体の広範囲にみられる疾患で、悪性化して皮膚がんになる危険性があるとされている。患者数は、新生児の約２万人に１人程度。



「再生医療ナビ」特設サイトコンテンツを拡充。

「再生医療ナビ」の自家培養軟骨移植術　特設サイトにて、「自家培養軟骨移植術」をより知っていただくためのコンテンツをご提供しております。

再生医療ナビ　検索

特設サイトURL：
http://saisei-navi.com/hiza/special



中国におけるジャックの特許について富士フイルムへ譲渡。

平成29年3月、当社は、中国における自家培養軟骨ジャックの特許に関する一切の権利を富士フイルムに譲渡・移転することを決定しました。これに伴い、譲渡一時金として300百万円を売上として計上しました。当社は今後も、当社技術を富士フイルムグループの中で活用することにより、一層の収益拡大を図ってまいります。

決算および中期経営計画説明会の動画を配信中！

下記URLにて、決算および中期経営計画説明会の様子を動画配信しております。
皆さんぜひご覧ください。（配信期間：平成29年5月～10月）
動画配信URL:　http://www.irwebcasting.com/20170508/2/index.html



スマートフォンの方はこちら





―― 楽しい100歳 ――
富士フイルムグループとして再生医療を推進！

「楽しい100歳」をコンセプトとする富士フイルムの広告において、自家培養軟骨移植術が紹介されました。当社は富士フイルムグループの一員として、「いつまでも膝が元気な世界をつくる」ため、今後も自家培養軟骨の普及、更には新しい再生医療製品の開発に努めてまいります。

富士フイルムのウェブサイトでも紹介されています：

楽しい100歳　検索

楽しい100歳

http://brand.fujifilm.co.jp/healthcare/

「楽しい100歳とは　耕す100歳」として自家培養軟骨の技術が紹介されています。

INNOVATION AQUARIUM

http://brand.fujifilm.co.jp/aquarium/

「再生医療が変える、新しい治療法！自家培養軟骨」にて製品の技術・概要が紹介されています。

会　場　の　ご　案　内



会場

愛知県蒲郡市港町18－23

蒲郡商工会議所　1階コンベンションホール

TEL 0533－68－7171

交通のご案内

JR蒲郡駅／名鉄蒲郡駅南口から徒歩5分

東名音羽蒲郡I.C.から車で20分

駐車場あり（無料160台）

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング

愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1

TEL 0533－66－2020（代）　URL http://www.jpte.co.jp

UD FONT　見やすいユニバーサルデザイン フォントを採用しています。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK